

松之山自治振興会規約

平成24年3月22日 規約第1号

(名称)

第1条 本会は、松之山自治振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、松之山地域住民が協力し合い、地域の振興と活性化を図り、住み良い地域づくりに努めると共に、更なる地域の発展を目指して各種活動を推進する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の各種事業の請願陳情に関する事
- (2) 地域の道路、河川、治山及び治水の整備促進に関する事
- (3) 地域づくりに関する調査・研究、地域の情報収集・情報発信及び地域コミュニティ向上に関する事
- (4) 地域の交通安全対策、自主防災及び災害時における対応、自然環境保全に関する事
- (5) 地域の福祉向上、教育、文化及び体育の振興に関する事
- (6) 地域の産業、観光交流及び若者定住の促進に関する事
- (7) その他本会の目的達成に必要な事

(会員)

第4条 本会の会員は、松之山地域の全世帯とする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は十日町市役所松之山支所内に置き、次のとおりとする。

- (1) 事務局に事務局長を置くことができる。
- (2) 事務局長は、会長が指名し理事会が承認する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 9名(会長、副会長含む)以内
- (4) 代 議 員 22名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 若干名

(平 28 規約 1・一部改正)

(役員を選出)

第 7 条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 代議員は、松之山地域の 5 地区協議会（松之山、三省、松里、布川、浦田）代表から 5 名、各地区推薦者から 5 名、各地区青年女性から 12 名の計 22 名以内とする。ただし、各地区青年女性 12 名は、世帯割合をもって各地区に割り振るものとする。
- (2) 理事は、代議員から選任し、松之山地域の 5 地区協議会代表から各 5 名及び各地区推薦者等から 4 名の計 9 名とする。
- (3) 会長、副会長は、理事の互選により選任する。
- (4) 監事は、代議員以外から選任する。
- (5) 顧問は、松之山地域の市議会議員とする。

(平 28 規約 1・一部改正)

(役員任期)

第 8 条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員任期中に変更があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第 9 条 本会の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画立案を図る。
- (4) 代議員は、専門部会に所属する。
- (5) 監事は、年 1 回以上会計及び会務を監査し、代議員総会に報告する。
- (6) 顧問は、本会から相談があった時、的確なアドバイスをし、請願陳情に際してできる範囲の協力を惜しまないものとする。

(役員報酬)

第 10 条 会長、副会長、理事、代議員、協力団体及び監事に報酬を支払うことができる。

2 前項の報酬額は、総会において決定する。

(会議)

第 11 条 本会に代議員総会及び理事会を置く。会議は、必要な都度会長が招集し、議長は、会長がその任に当たる。

- (1) 代議員総会は、最高の議決機関とし、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

(2) 代議員総会は次のことを議決する。

ア 規約の改定に関すること

イ 会費に関すること

ウ 事業計画に関すること

エ 予算に関すること

オ 市長その他の市の機関から意見を求められた事項に係る審議及び意見の具申に関すること

カ その他、理事会において特に重要と認められるもの

(3) 代議員総会は次のことを承認する。

ア 事業報告に関すること

イ 決算報告に関すること

ウ 理事及び監事の選任に関すること

エ その他本会全般に関すること

(4) 代議員総会は、代議員の過半数をもって成立し、総会議案は出席者の過半数をもって決する。

(5) 理事会は、会長、副会長及び理事によって構成し、事業計画、予算及び会務全般に関することを審議し、代議員総会に提案する。

(6) 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、理事会議案は出席者の過半数をもって決する。

(部会)

第12条 本会に地域振興事業の推進を図るため、専門部会を設置することができる。

(1) 専門部会の構成は、理事、代議員及び協力団体がこれに当たる。ただし、会長・副会長は、専門部会には属さない。

(2) 専門部会は、次の3部会とする。なお、部会長は理事から、副部会長は協力団体から選任する。

ア 総務・防災・環境部会

イ 福祉・教育・文化部会

ウ 産業・観光・交流部会

(3) 協力団体については、別表1に定める。

(平25規約1・一部改正) (平26規約1・一部改正) (平28規約1・一部改正)

(平30規約1・一部改正)

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、負担金、市交付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(平26規約1・一部改正)

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年3月22日より施行する。
- 2 第8条第1項に規定する任期は、この規約の施行に係る最初の任期に限り、平成26年3月31日までとする。
- 3 松之山地域振興会規約（平成19年9月3日規約第1号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成25年4月30日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月24日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年4月1日規約第1号）

この規約は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 12 条関係)

団体名	人数	所属部会
(財) 十日町地区交通安全協会松之山支部	1 名	総務防災環境部会
十日町消防団松之山方面隊	1 名	〃
松之山地域建設業協会	1 名	〃
十日町市社会福祉協議会松之山支所	1 名	福祉教育文化部会
食生活改善推進委員協議会松之山支部	1 名	〃
松之山文化協会	1 名	〃
松之山体育協会	1 名	〃
松之山地区 P T A 連絡協議会	1 名	〃
松之山地区民生委員児童委員協議会	1 名	〃
松之山老人クラブ連合会	1 名	〃
特定非営利活動法人松之山いきいき隊	1 名	〃
松之山保育園保護者会	1 名	〃
女性ネットワーク	1 名	〃
十日町市観光協会松之山支部	1 名	産業観光交流部会
十日町農業協同組合松之山支店	1 名	〃
松之山温泉組合	1 名	〃
松之山農業改革推進会議	1 名	〃
特定非営利活動法人ふるさとワッショイ	1 名	〃
松之山商工会	1 名	〃
十日町農業協同組合経営管理委員	1 名	〃